令和８年 11 月 27 日

国　税　審　議　会

令和８年度（第 76 回）税理士試験において
適正な試験時間が確保されなかった事案に対する措置について

令和８年８月４日（火）に大阪府（試験会場：立命館大学（大阪いばらきキャンパス））で実施した税理士試験「簿記論」において、試験運営上の不手際により、一部の受験者（11 名）について、本来 120 分確保すべき試験時間が最大で２分短くなっていたことが判明しました。

該当受験者の皆様には、多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、該当受験者の得点（素点）に、簿記論の満点に適正な試験時間に対する不足時間の割合を乗じて算出した点数（小数点以下は切上げ）を加算する措置を講ずることといたしました。

適正な試験時間が確保されなかったことを重く受け止め、来年度税理士試験以降の運営に当たっては、試験実施体制及び確認手順を見直し、再発防止の徹底に努めてまいります。